

「症例報告」・「症例発表」等の臨床研究に関するご説明とお願い

鳥取県立厚生病院では、ホームページあるいはポスター掲示等により「症例報告」・「症例発表」の必要性について説明させていただくとともに、ご協力をお願いしています。

当院では、発展しつつある医学技術、最新医療情報に基づいた診療に努めています。

医学発展の基本は、患者の皆様の情報収集と解析にあります。そのため患者の皆様情報を元にした研究活動が必要となります。

当院では診断・治療経過・治療効果などの情報を「症例報告」・「症例発表」という形で、以下のような研究活動を行っています。

- 1) 施設内での症例検討会
- 2) 他施設との症例検討会
- 3) 学会での症例報告

(スライドを用いた発表が大部分です。通常、学会誌抄録集への記載が残ります。)

- 4) 専門誌・学術誌への論文投稿

様々な医学系研究において、その倫理性および個人情報保護の観点から倫理委員会による審査が義務付けられています。ただし、国が定めた「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス：平成29年5月29日一部改訂」によると、この様な症例報告や症例検討に関しては、倫理委員会による審査は必ずしも必要とされていません。

当院では、個人情報の保護には十分配慮します。「症例報告」・「症例発表」に際して匿名化いたしますので、患者個人が特定されることを防いでいます。

「症例報告」・「症例発表」などに該当した場合でも、情報提供の同意がいただけない時は発表前であれば同意の撤回は可能ですのでお申し出下さい。

なお、ご不明な点は、主治医や当該診療科にお尋ね下さい。

ご理解とご協力をお願い致します。

2017年12月1日
鳥取県立厚生病院長